

焼津市告示第 76 号

焼津市道路線の路線変更に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり市道の路線を変更する。

なお、その図面は、令和 7 年 3 月 28 日から 2 週間、焼津市建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 28 日

焼津市長 中野 弘道



路線名	変更	起 点	重要な経過地
		終 点	
道原大井神社西線	前	焼津市道原 667 番 2 地先	
		焼津市道原 973 番 9	
	後	焼津市道原 667 番 2 地先	
		焼津市道原 973 番 6	

焼津市告示第77号

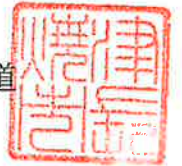
焼津市道路線の区域決定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり市道の路線を区域決定する。

なお、その図面は、令和7年3月28日から2週間、焼津市建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月28日

焼津市長 中野弘道



路線名	道路の区域		
	区間	幅員(m) 最小～最大	延長(m)
道原大井神社西線	焼津市道原 667 番 2 地先	2.7m	131.1m
	焼津市道原 973 番 6	～6.2m	

焼津市告示第78号

焼津市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり市道の路線を供用開始する。

なお、その図面は、令和7年3月28日から2週間、焼津市建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月28日

焼津市長 中野弘道



路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道原大井神社西線	焼津市道原 667 番 2 地先	告示の日
	焼津市道原 973 番 6	